

自動車共済事業細則

(通 則)

第1条 自動車共済事業規約(以下「規約」という。)に規定する事項その他この組合が行う自動車共済事業の執行に必要な事項は、この自動車共済事業細則(以下「細則」という。)に定めるところによる。

(準 拠)

第2条 この細則は、規約第138条(細則)の規定に基づき設定する。

(麻薬等の定義)

第3条 規約第2条(定義)第8号に規定する「麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、又は毒物及び劇物取締法第3条の3に基づく政令で定める物」とは、次の各号に定めるものいう。

- (1) 麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 大麻とは、大麻取締法第1条に定めるものをいう。
- (3) あへんとは、あへん法第3条第2号に定めるあへん及び同条第3号に定めるけしからをいう。
- (4) 覚せい剤とは、覚せい剤取締法第2条第1項に定めるものをいう。
- (5) 毒物及び劇物取締法第3条の3に基づく政令で定める物とは、毒物及び劇物取締法施行令第32条の2に定めるシンナー等をいう。

(共済金請求の特例)

第4条 規約第23条(共済金の請求)第2項第3号の規定にかかわらず「公の機関が発行する交通事故証明書」を提出できない相当な理由が認められ、かつ、この組合の事故調査により事故発生の実態、事故日時などが認定され、この組合が必要なしと認めた場合に限り、「公の機関が発行する交通事故証明書」の提出を省略することができる。

(共済金支払の特例 - 一括払い、内払い)

第5条 規約第23条(共済金の請求)第1号並びに同第26条(共済金等の支払いおよび支払場所)の規定にかかわらず、被共済者より請求があり、かつ、この組合が必要と認めたときは、対人賠償損害に関する共済金について一括払い及び内払いすることができる。

(通知期限等の読み替え等)

第6条 規約第24条(事故発生時の義務)第2号及び第3号の規定による事故発生時の通知の方法は、次の各号による。

- (1) 同条第2号による直ちにとは、事故が発生したことを知ったときから24時間以内にこの組合の指定する場所に口頭又は電話で連絡することをいう。
- (2) 同条第3号にいう遅滞なくとは、事故が発生したことを知ったときから7日以内にこの組合の指定する場所に損害調査員の指示により書面で通知することをいう。

(無効契約者に対する共済金の支払いの特例)

第7条 この組合は、規約第32条(共済契約の無効)第1項第2号および第3号に該当する場合であっても共済契約の当時の当該共済契約申込みが共済契約者又は被共済者の不注意又は過失により、かつ、この組合にその責任の一部があるとみなされる場合は、この組合が共済契約者に対して共済契約の無効を通知する以前に事故が発生した場合に限り規約に基づいて共済金の一部を被共済者に支払うことができる。

2 前項により支払うことができる金額は、当該共済契約が有効とした場合の共済金額に50%以内の割合を乗じて得た金額とする。

3 前項の割合は、審査委員会で決定する。

(共済契約の解約)

第8条 共済契約者は、規約第34条(共済契約の解約)の規定により共済契約の解約を行う場合は、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名の上提出しなければならない。

(被共済自動車の入替における自動担保の特例)

第9条 この特例において、入替自動車とは、規約第41条(被共済自動車の入替)第1項第1号に規定する新規取得自動車のうち、被共済自動車を廃車、譲渡又は返還した後その代替として新たに取得した自動車をいう。

2 この組合は、この特例により、規約第41条(被共済自動車の入替)第2項の規定にかかわらず、前項にいう自動車の入替において、入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に共済契約者が書面をもってこの組合に通知し、この組合がこれを承認した場合に限り、取得日以後承認するまでの間は、入替自動車を被共済自動車とみなして、この共済契約(被共済自動車に適用される特約を含む。)を適用する。但し、前項にいう自動車の入替において、廃車、譲渡、又は返還された被共済自動車について生じた事故については、共済金を支払わない。

3 取得日とは、実際に入替自動車を取得した日であって、共済契約者または入替自動車の所有者が、この組合に対して入替自動車を取得した日が確認できる資料を提出し、この組合が妥当であると認めた日をいう。ただし、入替自動車を実際に取得した日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に入替自動車の所有者の氏名が記載された日または登録識別情報制度により所有者として登録された日とする。

(費用の範囲)

第10条 規約第58条(費用)第1項第6号に規定する被共済者がこの組合の同意を得て要した費用は、交通費実費及び宿泊費実費でこの組合が認めた額とする。

(配偶者の範囲)

第11条 規約中の「配偶者」には、内縁関係(婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係)にある者を含むものとする。ただし、共済契約者(主たる被共済者)または内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除く。

(改造車の定義)

第12条 規約中の「法令に定める規格以外に改造」とは、道路運送車両法及び道路運送車

両の保安基準に違反して改造することをいう。

(競技、曲技及び試験の定義)

第13条 規約中の「競技、曲技及び試験」とは、それぞれ次の各号に規定するものをいう。

- (1) 競技とは、レース場、サーキットなどで行うレース及び一般道路で行うラリー(山岳ラリー・タイムラリー、エコノミーラリーなど)並びにこれに準ずる競技をいい、これらのための練習も含む。
- (2) 曲技とは、サーカス及びスタントカー並びにこれ等に準ずる行為をいい、これらのための練習を含む。
- (3) 試験とは、自動車メーカー、ディーラーなどが行う自動車の性能テスト、実験あるいは競技出場資格の認定試験並びにこれらに準ずる行為をいう。
- (4) 競技、曲技、試験をおこなうことを目的とする場所とは、レース専用コース、レーシングカートコースおよびメーカーのテストコースならびにこれらに準ずる場所をいう。

(後遺障害共済金表)

第14条 規約別表第1の「後遺障害共済金表」は、次の各号によるものとする。

- (1) 規約別表第1表1の「自賠法施行令の等級」欄は、別表「後遺障害等級表」表1の「等級」欄に、「後遺障害」欄は、別表「後遺障害等級表」表1の「介護を要する後遺障害」欄による。
- (2) 規約別表第1表2の「自賠法施行令の等級」欄は、別表「後遺障害等級表」表2の「等級」欄に、「後遺障害」欄は、別表「後遺障害等級表」表2の「後遺障害」欄による。

(雑則)

第15条 規約、細則及び規則に関して、明文の規定がない場合及び疑義が生じた場合には、理事会においてその都度決定するものとする。

(細則の改廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

付 則

- 1 この細則は、1973年12月1日より施行する。
- 2 この細則は、1975年8月28日より施行する。
- 3 この細則は、1976年4月1日より施行する。
- 4 この細則は、1977年3月25日より施行する。
- 5 この細則は、1978年4月1日より施行する。
- 6 この細則は、1979年10月1日より施行する。
- 7 この細則は、1980年4月1日より施行する。
- 8 この細則は、1981年4月1日より施行する。
- 9 この細則は、1982年2月1日より施行する。

- 10 この細則は、1984年3月1日より施行する。(第3条第2項、第10条第2項)
- 11 この細則は、1985年2月1日より施行する。(第10条第2項起項)
- 12 この細則は、1986年4月1日より施行する。(第18条但し書)
- 13 この細則は、1987年4月1日より施行する。
- 14 この細則は、1989年8月1日より施行する。(第9条)
- 15 この細則は、1990年7月1日より施行する。
- 16 この細則は、1993年4月1日より施行する。(第2条、第3条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条)
- 17 この細則は、1996年4月1日より施行する。
- 18 この細則は、1998年10月1日より施行する。
- 19 この細則は、2001年2月1日より施行する。
- 20 この細則は、2002年4月1日から施行し、同日以降を始期とする共済契約より適用する。(改正第10条)
- 21 この細則は、2006年5月1日より施行する。
- 22 この細則は、2010年3月26日から施行し、2010年4月1日以後に発効する共済契約(更新契約を含む。)から適用する。
- 23 この改正細則は、2010年11月25日より施行する。
- 24 この細則の一部改正は、2011年10月14日から施行し、2011年10月14日以後に発効する共済契約に適用する。ただし、男性の外ぼうに対して醜状を残すこととなる障害等級については2010年6月10日以後に発生した共済事故から適用する。

別表

後遺障害等級表

表 1

(2011年5月2日現在)

等級	介護を要する後遺障害
第 1 級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第 2 級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

表 2

(2011年5月2日現在)

等級	後遺障害
第 1 級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第 3 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第 4 級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第 5 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

等級	後遺障害
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢の用を全廃したもの 7 1 下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1 手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの
第7級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1 手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7 1 手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの
第8級	1 1 眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1 手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1 手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1 上肢に偽関節を残すもの

等級	後遺障害
	9 1 下肢に偽関節を残すもの 10 1 足の足指の全部を失ったもの
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することがで

等級	後遺障害
	きない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の1部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力につ

いて測定する。

- 2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 本後遺障害等級表の「等級」欄ならびに「介護を要する後遺障害」欄および「後遺障害」欄は、自動車損害賠償保障法施行令の別表(以下「自賠法施行令別表」という。)が改正され、自賠法施行令別表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同別表中の「等級」欄ならびに「介護を要する後遺障害」欄および「後遺障害」欄の記載内容をもって読み替える。

別表第2

療養共済金支払額基準

この表は、自損事故条項及び搭乗者傷害条項に共通のものとして使用する。

(万円)

部位 症状	A 頭部	B をのぞく 眼および 顔面部	C 眼	D 歯牙	E 頸部	F 胸部 または 腹部	G は背部、 腰部ま たは臀部	H 上肢 手指を のぞく	I 手指	J 下肢 足指を のぞく	K 足指	L 全身
1. 打撲、擦過傷、挫傷または捻挫	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5
2. 挫創または坐減創	15	5	-	-	5	10	10	5	5	5	5	35
3. 筋の損傷もしくは断裂または腱の損傷もしくは断裂	-	-	-	-	15	15	15	30	30	30	10	-
4. 骨折または脱臼	60	25	-	-	80	30	60	30	10	45	15	-
5. 欠損または切断	-	15	-	5	-	-	-	40	20	55	30	-
6. 頭蓋内の内出血もしくは血腫(皮下をのぞく)、または眼球の内出血もしくは血腫(皮下をのぞく)	75	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7. 神経の損傷または断裂	95	25	50	-	100	-	70	30	30	30	10	-
8. 臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂	-	-	50	-	-	85	-	-	-	-	-	-
9. 熱傷	5	5	-	-	5	10	10	5	5	5	5	35
10. その他	10	5	5	5	10	10	10	10	5	10	5	15

(注) 全身とは以下の(1)から(6)までの部位のうち3部位以上にわたるものをいう。

- (1) 頭部
- (2) 顔面部
- (3) 頸部
- (4) 胸部、腹部、背部、腰部および臀部
- (5) 上肢
- (6) 下肢

別表第3

被共済自動車の範囲及び主たる被共済者の範囲

(1) 被共済自動車の範囲

規約第7条（被共済自動車の範囲）に規定する被共済自動車は、次に掲げる者の所有する自動車とする。

共済契約者

共済契約者の配偶者

共済契約者の同居の親族

共済契約者の配偶者の同居の親族

共済契約者の生計を一にする別居の未婚の子

共済契約者の配偶者の生計を一にする別居の未婚の子

(2) 被共済自動車の範囲

規約第7条（被共済自動車の範囲）第2号に規定する被共済自動車は、次に掲げる用途及び車種の自動車であって、かつ家庭用に使用するものとする。

自家用普通乗用車

自家用小型乗用車（ただし、乗車定員10名以下に限る）

自家用小型貨物車

自家用普通貨物車（ただし、最大積載量2t以下に限る）

自家用普通・小型特殊用途自動車（ただし、車体の形状が身体障害者用自動車及びキャンピング車であって、乗車定員10名以下に限る）

自家用軽四輪乗用車

自家用軽四輪貨物車

自家用軽四輪特殊用途自動車

自動二輪車

原動機付自転車

ただし、これらの自動車であっても、次に掲げる自動車は、被共済自動車として契約できないものとする。

(イ) 有償で人若しくは貨物を運送する自動車

(ロ) ダンプカー

(ハ) 危険物積載車

(ニ) 法令に定める規格以外に改造された自動車

(ホ) 乗用車の定員が10名をこえる自動車

(ハ) 貨物車の最大積載量が2t(2,000kg)をこえる自動車

車種	用途	ナンバープレート	
		塗色	種別番号
普通及び小型自動車	自家用普通乗用車	白地に緑文字	3、30～39、300～399
	自家用小型乗用車	白地に緑文字	5、50～59、500～599 7、70～79、700～799
	自家用小型貨物車	白地に緑文字	4、40～49、400～499
	自家用普通貨物車	白地に緑文字	1、10～19、100～199
	特殊用途車	白地に緑文字	8、80～89、800～899
軽四輪自動車	自家用軽四輪乗用車	白地に緑文字 黄地に黒文字	8及び80～89 50～59
	自家用軽四輪貨物車	白地に緑文字 黄地に黒文字	6及び60～69 40～49
	特殊用途車	黄地に黒文字	80～89
自動二輪車	自動二輪車	総排気量126cc以上のもの	
原動機付自転車	原動機付自転車	総排気量125cc以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のもの	

(3) 規約第8条(主たる被共済者の範囲)に規定する主たる被共済者は、次に掲げる共済証書に記載された者1名とする。

共済契約者

共済契約者の配偶者

共済契約者の同居の親族

共済契約者の配偶者の同居の親族

共済契約者の生計を一にする別居の未婚の子

共済契約者の配偶者の生計を一にする別居の未婚の子